

愛知県環境審議会総合政策部会 会議録

1 日時

平成20年1月31日（木）午前10時～午後11時40分

2 場所

愛知県自治センター 4階 大会議室

3 出席者

委員8名、専門委員4名、説明のために出席した者（環境部職員）16名

4 議事の概要

環境基本計画の変更について

・事務局

資料1（環境基本計画の変更について 部会報告（案））、資料2（第3次愛知県環境基本計画（案）の概要）、資料3（「第3次愛知県環境基本計画中間まとめ」からの主な変更点）、資料4（「第3次愛知県環境基本計画中間まとめ」に対するパブリックコメントの結果）、資料5（「第3次愛知県環境基本計画中間まとめ」に対する環境審議会委員の主な意見の概要）及び資料6（環境審議会総合政策部会（平成19年10月19日）での主な意見と「中間まとめ」への対応について）の説明

・質疑

（井上専門委員）

計画に突然ヒートアイランド対策として一定規模以上の建物に対する緑化の義務付けが出てきた。この地域において工場緑化などは規制緩和の方向であり、政策の方向として逆行するものであると思うが、どのような背景で出てきたのか。

〈事務局〉

ヒートアイランド対策として緑を増やすというのが、政策の大きな方向であり、議会の答弁の中でも県としてその方針を示している。県では建物緑化についての融資制度を持っているが、なかなか活用されていない。そのような中で、対策のメニューの一つとして建物緑化の義務付けが出てきたが、具体的なやり方については今後決めていきたい。国土交通省でもこのような方針が示されているので、条例でやるのか、法制化を見込んでそれを補う要綱でやるのかなども今後の検討課題である。

(井上専門委員)

義務付けをする前に、県が範を示して欲しい。また、具体的手法の検討の際には参画させていただきたい。

(加藤雅信部会長代理)

設計を拘束することになり個人的には疑問に思う。推奨したりや誘導するような手法は良いと思うが、規制することについて法的問題はないのか。

〈事務局〉

疑問はあるかもしれないが、他県では条例化を行っている例がある。

(篠田委員)

東京都では一定面積以上のビルの屋上緑化を義務付けている。名古屋市も現在検討しているようだ。

(吉田委員)

再生資源の活用審査制度、産業廃棄物処理業者の優良化の促進に係る制度と、従来のあいくる制度との関係はどうなっているのか。

〈事務局〉

あいくる制度は再生資源を公共事業に優先的に使用していくため、推奨される製品を認定する制度である。再生資源の活用審査制度は、フェロシルト事件の反省から、リサイクル製品が市場に出る前に安全性などを確認するスクリーニングのための制度であるので、あいくる制度とは直接の関わりはない。産業廃棄物処理業者の優良化の促進制度は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中で一定の基準を満たしたものについて、手続を省略したり、許可証にその旨明記するもので、県としても優良業者を広めていきたいと考えている。

(吉田委員)

あいくる制度においても安全性は確認されていたのか。

〈事務局〉

あいくる制度においても安全性を評価していたが、愛知県全体の再生資源を捕捉する仕組みになっていなかった。今回、再生資源のスクリーニング制度を設けて、まず県で廃棄物等の再生資源から再生品を作る段階で全部を捕捉した後、公共事業に使いたい場合はあいくる制度で申請してもらうという二段構えになる。

(藤江委員)

5つも目標とする社会のうち3つは国と同じである。もっと愛知県らしい社会をつくるという印象を強く打ち出しても良いのではないか。この地域は、多様な地形、産業があり、その中で先端的なテクノロジーやシステムを活用しながら調

和をとるといふ、先端的なことをしている地域であることをアピールし、環境面でも世界を引っ張っていくことを示す表現があっても良いと感じた。

〈事務局〉

計画の目標と施策の体系をつなぐ施策展開にあたっての視点のところに、愛知の特性などの内容を記載している。

(足立委員)

あいちエコモビリティライフの促進については、愛知らしさを出して是非推進して欲しい。リニモ沿線は注目されている地域だと思うが、リニモの利用促進策は具体的に進められているのか。

〈事務局〉

県の交通対策を所管している所で検討中であり、この構想の内容は追って明らかにしていきたいと考えている。

(井上専門委員)

愛知は車社会であり、道路の整備が非常に進みモノが動く中で、二酸化炭素の排出量を抑えなければならないという事情もある。東京がやるから愛知もというのではなく、アイドリングストップをするようなところに補助するとか支援の方向で工夫するなどして、愛知らしい取組をして欲しい。

(板倉委員)

数値目標として二酸化炭素の6%削減を掲げているが、これは施策で裏打ちされているものなのか。数値目標設定の根拠はどう考えているのか。

〈事務局〉

二酸化炭素の6%削減は、国が掲げていることに準拠したもの。国の計画の改定を踏まえて、県のあいち地球温暖化防止戦略も見直すこととしており、国がこの目標を降ろしていない以上県として掲げないわけにはいかない。

(板倉委員)

県の政策として太陽光発電、燃料電池などを掲げているが、この程度の規模では6%削減の1%分くらいは担保されない。こうすればできそうだというものは掲げられないのか。

〈事務局〉

この数値目標は、下水道整備のような行政や事業者の努力により達成できる目標とは異なる。6%削減は国際的に決められたものであり県として積み上げは事実上できない。ただ、国が6%削減に努力すると言っているので、県もそれを受けての努力目標ということになる。数値項目にはいくつかの性格の異なるものが

混在しているということをご理解いただきたい。

(加藤雅信部会長代理)

具体的な数値目標がいくつか掲げられているが、具体的に実現しようとするものと、6%削減の目標とは別の表にして掲げた方が良いのではないか。

(藤江委員)

日本はこれだけ努力したが6%削減は難しいということの世界に向けてもっと言わなければならない。国の中央環境審議会、産業構造審議会の委員もしているが、政府も国の取組内容を世界に情報発信する努力が足りない。英訳をホームページに登載できるかどうかわからないが、海外にもっと情報発信することが必要である。

(芹沢委員)

愛知県弁護士会からの意見を見ていると、自然共生の取組を含め、県にもう一步踏み出せというものが多い。計画の大半はある程度目途が立っているものであるが、そういうものだけでは実効性が上がらないということだと思うので、さらの一つでも二つでも一步踏み出す覚悟が欲しい。

〈事務局〉

中身について言えば、温室効果ガスの具体的施策とか、廃棄物の発生抑制の問題とか、農地のため池の保全などについては、施策の中に盛り込んでいる。もう一步進むということについてはこれから心して施策を進めていきたい。

(井上専門委員)

伊勢湾の水質浄化対策については、三重県だけでなく愛知県も連携して進めていかなければならない。また、具体的施策の中で藻場の再生、保全などという事が盛んに言われているが、東京や大阪ではかなり金をかけても効果がなかなか上がらないようだ。愛知県はどう考えているのか。

〈事務局〉

伊勢湾、三河湾について第6次総量規制を策定したところであるが、なかなか浄化が進まない状況である。伊勢湾については中部地方整備局が伊勢湾再生推進会議を設けており、県も構成員となっているので、その中で協力していきたいと考えている。

(清水専門委員)

第3章以下の目次は詳細にしないとどこに何が書いてあるかがわからないので、工夫して欲しい。

次に、ここに掲げられている施策の中で新規施策はどれだけあるのか。長期的

に検討していくものについては、調査、検討するといったような表現とすることについて努力されたい。

三つ目は、本冊の施策体系に掲げられている取組と後半の持続可能な地域づくりプログラムとの関係について、持続可能な地域づくりプログラムに本冊の施策体系での頁を括弧書きするなどして明確にする必要がある。

ESCO事業の導入箇所を18から500にするという目標を掲げているが、単に普及啓発だけで増やせるのか政策の裏打ちがあるのか例示として教えて欲しい。こういう数値目標を環境審議会で承認をとることは難しい話である。環境審議会は物の考え方と方針を整理するところであると思うので、次回の計画作成時には参考にして欲しい。

〈事務局〉

ESCO事業については、普及啓発とともに県施設への率先導入を順次行う予定である。また、持続可能な地域づくりプログラムは、環境という観点からの5つの施策体系を、違う観点から再構築したものである。

・部会報告案の決定

部会報告案について、表現の個別修正は加藤久和部会長及び加藤雅信部会長代理に一任することとし、基本的内容は案のとおりとすることを決定した。

以 上